

船舶事故調査報告書

平成30年1月24日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	遊泳者負傷
発生日時	平成29年7月9日 12時10分ごろ
発生場所	沖縄県竹富町西表島 ^{いりおもて} トウバリ埼西方沖 船浮港 ^{ふなうき} 灯台から真方位110° 1,800m付近 （概位 北緯24°20.7′ 東経123°43.2′）
事故の概要	旅客船リバー ^{スリー} Ⅲは、南西進中、遊泳者に接触し、遊泳者が負傷した。
事故調査の経過	平成29年7月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	旅客船 リバーⅢ、5トン未満 290-55660 沖縄、株式会社仲良川観光（A社） 9.02m (Lr) × 3.01m × 1.02m、FRP ガソリン機関2基、132.4kW（合計）、平成13年11月
乗組員等に関する情報	船長 男性 74歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年12月14日 免許証交付日 平成25年10月28日 （平成31年8月2日まで有効） 遊泳者A 男性 59歳
死傷者等	重傷 1人（遊泳者A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、竹富町船浮港内のイダの浜と称する砂浜に降ろした乗客及びツアーガイドを迎えに行く目的で、平成29年7月9日11時55分ごろ同町白浜港を出港し、船長が右舷船尾部の操縦スタンドの後方に立って操船に当たり、約20～25km/hの対地速力で航行した。 船長は、トウバリ埼北東方沖に至った頃、同埼西方沖でシュノーケリングツアーを行っていた船舶（以下「ツアー船」という。）がツアー客を乗船させて帰航を始めたことを認め、また、ツアー船以外に

他船を認めなかったので、周辺でシュノーケリングは行われていないものと思った。

船長は、ツアー船と行き会った後、トウバリ埼西方沖を南西進中、12時10分ごろ船尾船底付近に衝撃を感じ、機関を中立運転として後方を見たところ、海面に遊泳者が2人いて、うち1人が手を振って救助を求めているので、本船が遊泳者と接触したことを知った。

船長は、引き返して左舷側の梯子^{はしご}を降ろし、負傷した遊泳者Aを引き揚げ、別の遊泳者（以下「遊泳者B」という。）を乗船させてイダの浜に向かい、途中でツアーガイドに救急車の手配を指示した。

遊泳者A及び遊泳者Bは、11時30分ごろイダの浜から海に入り、トウバリ埼西方沖に係留しているツアー船に向かった後、ツアー客がシュノーケリングを行っているポイントに向かって泳ぎ、ツアー船に引き返すツアー客とすれ違った後、それぞれシュノーケリングを行っていた。

遊泳者Bは、海面に顔を出して周囲を見渡したとき、トウバリ埼沖から接近してくる本船を認め、いずれ本船が自身を避けてくれるものと思って様子を見ていたが、本船に避航する気配がなかったのでイダの浜の方向に泳いで逃げ、背中に本船の航走波を感じるほど接近したものの、本船との接触を避けることができた。

遊泳者Aは、機関音を聞いてその方向を見るとツアー船が帰航を始めており、ツアー船の向こうから接近してくる本船を認め、イダの浜の乗客を迎えに来た船だと思った。

遊泳者Aは、ツアー船と本船が行き会った後、本船に対して自身の存在を示そうと、‘立ち泳ぎで海面上に上半身を出して頭や体を左右に振る動作’（以下「本件合図」という。）を3～4回行ったので、本船の操船者が気付いてくれたものと思い、本船が約50～60mまで接近していたが、南西方向に泳ぎながらシュノーケリングを続けた。

遊泳者Aは、一度振り向いて後方を確認したとき、本船の左舷側が見え、本船が自身の沖側を回り込んでイダの浜に向かうものと思ったが、次に振り向いたとき、本船の船首が約5mまで接近していたので、とっさに海中に潜って本船の船首部をかわしたものの、背中に衝撃を受けた。

遊泳者Bは、本船が通過した後、海面に浮上した遊泳者Aが右腕等に裂傷を負っていることに気付き、本船に救助を求めた。

遊泳者Aは、遊泳者Bと共に本船でイダの浜から白浜港に運ばれ、救急車で最寄りの医療機関に搬送されて応急処置が施された後、海上保安庁のヘリコプタで沖縄県石垣島に搬送されて救急車に引き継がれ、医療機関に搬送された。

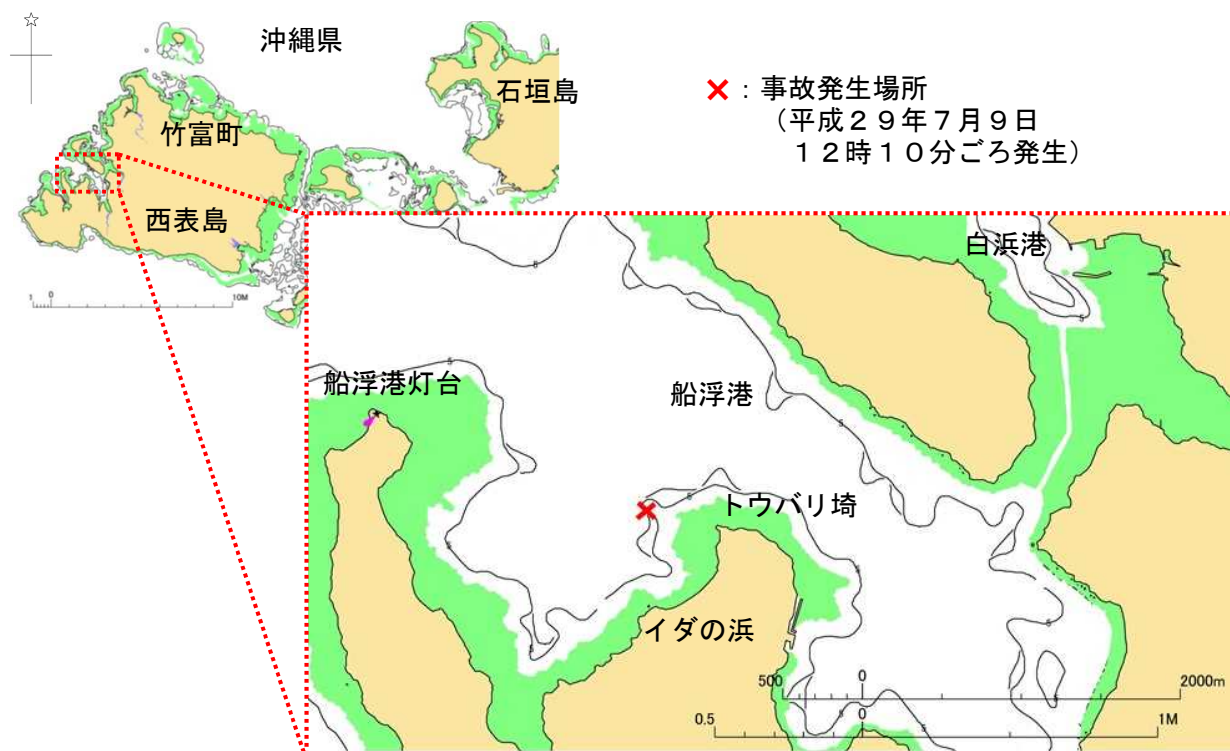
遊泳者Aは、右前腕裂傷を負ったほか、右肩甲骨骨折、両側多発肋

	<p>骨骨折、外傷性右気胸、肺挫傷疑いと診断された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、付図2 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>(1) 運航状況等</p> <p>本船は、船外機を2基備えた平底の旅客船で、竹富町所在の宿泊施設が運営するアクティビティツアーにおいて、河川や船浮港内の周遊、ツアーに参加した乗客の運送等に従事しており、イダの浜に乗客を運送する際、同浜に乗り入れて乗客を乗下船させていた。</p> <p>船長は、ふだん、イダの浜に乗り入れる際、さんご礁が張り出した海域を同浜の北西方沖まで迂回して同浜に向かって南東進し、水深が浅くなってきたら減速するようにしていた。</p> <p>本船は、機関回転数毎分 (rpm) 約2,000以上になると船首が浮上し始め、本事故当時、約3,300rpmで航行し、船首浮上により船首から約40～50m前方に死角が生じており、船尾喫水が約1.0mであった。</p> <p>(写真1 参照)</p> <div data-bbox="711 920 1273 1240" data-label="Image"> </div> <p>写真1 本船</p> <p>(2) 遊泳者A及び遊泳者Bのシュノーケリング経験等</p> <p>遊泳者A及び遊泳者Bは、事故前日から西表島に滞在し、本事故当日、白浜及び船浮港間の定期船を利用してイダの浜を訪れていた。</p> <p>遊泳者A及び遊泳者Bは、約20年のシュノーケリング経験があり、約10年前から毎年夏にイダの浜でシュノーケリングを行っており、本事故発生場所付近を何度も遊泳したことがあった。</p> <p>本事故当時、遊泳者Aが黒色の、遊泳者Bが暖色系の水着、水中マスク、シュノーケル、グローブ及びフィンをそれぞれ着用していた。また、遊泳者Aは、航行する船舶から認識されやすいように頭にピンク色のタオルを巻いていた。</p> <p>(3) 事故水域</p> <p>トウバリ埼からイダの浜付近には、陸岸に沿ってさんご礁が拡延しており、シュノーケリングを行う際に利用される係船ブイが同埼の北方沖に1か所、西方沖に3か所設置され、本事故前、ツアー船は、同埼西方沖の係船ブイの一つに係留していた。</p>

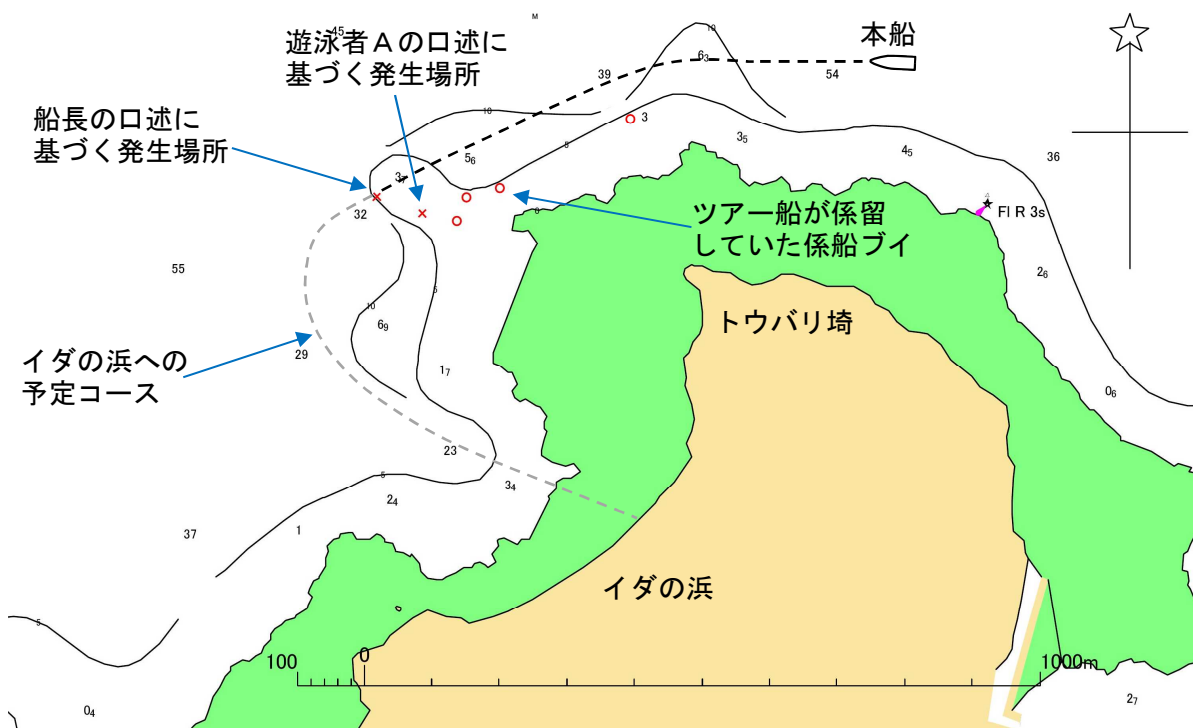
	<p>本事故発生場所付近は、さんご礁の鑑賞ポイントであるが、イダの浜から約500～600mの距離があり、船舶を利用して沖に出たからシュノーケリングを行う遊泳者が多かった。</p> <p>(4) 事故発生場所</p> <p>船長は、本事故時が干潮時であったので、トウバリ埼付近のさんご礁を大きく迂回して航行し、同埼西方沖のさんご礁の礁縁部付近で本事故が発生したと思った。</p> <p>遊泳者Aは、本事故当時、ツアー船が係留していた係船ブイからイダの浜とほぼ平行となる南西方向に向かって泳いでおり、さんご礁の礁縁部よりも手前で本事故が発生したと思った。</p> <p>(付図2 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、西表島トウバリ埼西方沖で南西進中、船長が、船首方の死角を補う見張りを行っていなかったことから、前路の遊泳者A及び遊泳者Bに気付かずに航行して遊泳者Aと接触し、遊泳者Aが負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、ツアー客を乗船させて帰航するツアー船を認め、また、ツアー船以外に他船を認めなかったことから、周辺でシュノーケリングは行われていないものと思い、船首方の死角を補う見張りを行ってなかったものと考えられる。</p> <p>遊泳者Aは、本船に対して本件合図を3～4回行ったので、船長が自身の存在に気付いたものと思い、接近してくる本船から目を離してシュノーケリングを続けたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、西表島トウバリ埼西方沖で南西進中、船長が、船首方の死角を補う見張りを行っていなかったため、前路の遊泳者A及び遊泳者Bに気付かずに航行し、遊泳者Aと接触したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>A社は、本事故後、次の改善措置等を講じるとともに、運航従事者に対する安全教育研修を年2回実施することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トウバリ埼付近から速度を落とすと同時に、船首を左右に振って船首方の死角を解消するように運航すること。 ・ さんご礁海域を大幅に迂回して運航すること。 ・ ツアーガイド乗船時には、同ガイドを船首に配置して周囲の見張りに当たらせること。 <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操船者は、さんご礁の鑑賞ポイントなど遊泳者が多い海域を航行

	<p>する場合、遊泳者の存在を意識して、適切な見張りを行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 遊泳者は、接近する船舶に対して自身の存在を示す場合、避航動作が確認できるまで同船の動向を確認すること。
--	--

付図1 事故発生場所概略図



付図2 事故発生経過概略図



(注) 「○」印は、係船ブイを示す。なお、係船ブイの位置は、おおよその位置である。